東日本大震災復興対策本部公表「各府省の工程表のとりまとめ ~公共インフラ以外の復興施策~」(抜粋)

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	金融庁
節	(1)災害に強い地域づくり、(3)地域経済活動の再生	
項	④ 被災者の居住の安定確保、⑧ 二重債務問題等	作成年月
目	(ii),(i)	平成 23 年 11 月

これまでの取組み

- ・「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」の策定・公表(個人債務者の私的整理に関するガイドライン運営委員会、平成23年7月15日)。
- ・ 個人版私的整理ガイドラインの運営主体である一般社団法人「個人版私的整理ガイドライン運営委員会」が設立(8月1日)。
- ・ 被災された債務者がガイドライン運営委員会を利用する際の弁護士費用等を 補助するため、「平成 23 年度東日本大震災復旧・復興予備費」10.7 億円の使 用を決定(8 月 19 日閣議決定)。
- ・ ガイドライン運営委員会において、仮設住宅等に入居している個人債務者の復興を支援すべく、ガイドラインの運用の見直しを決定(10月 26日)。
- 3次補正予算において、ガイドラインの周知・広報に係る経費として約2千万円 を措置。
- ・ テレビ・ラジオによる政府広報や、金融機関・農漁協等におけるリーフレット等の設置、仮設住宅等への入居者へのリーフレットの配布等の周知広報を実施。

当面(今年度中)の取組み

- ガイドライン運営委員会と協力し、引き続き、周知広報を実施。
- ・ 24 年度においても、引き続き被災された債務者の弁護士費用等を補助するため、必要な経費を要求。また、ガイドラインの周知・広報に係る経費についても要求。

中・長期的(3年程度)取組み

ガイドラインに基づく申出、弁済計画の策定等を通じた私的整理が円滑に進むよう、適切に運用支援を実施。

期待される効果・達成すべき目標

- ・ ガイドラインの運用支援を引き続き実施することにより、債務返済が困難な被 災者のガイドラインによる債務整理が円滑に進み、被災者の方々が復興に向 けて再スタートを切る一助となることが期待される。
- ・ ガイドライン運営委員会において、週次で債務免除に向けて準備中の件数等 を公表。
- ・ なお、当該施策の定量的効果は民間当事者間の合意によるものであり、示すことは困難である。

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	金融庁
節	(3) 地域経済活動の再生	
項	② 中小企業	作成年月
目	(iii)	平成 23 年 11 月

これまでの取組み

平成 23 年 9 月 14 日、金融機能強化法の震災特例に基づき、仙台銀行(300 億円)及び筑波銀行(350 億円)に対して国の資本参加を決定(9 月 30 日実施)。

(※) 七十七銀行、宮古信用金庫、気仙沼信用金庫、石巻信用金庫、あぶくま信 用金庫が金融機能強化法の活用について検討する旨を公表。

当面(今年度中)の取組み

- ・ 引き続き、金融機能強化法の震災特例について、金融機関による積極的な活 用の検討を促すとともに、申請があった場合には適切に対応する。
- ・ 震災特例に基づき資本参加した金融機関については、復興に資する方策等が 記載された経営強化計画の履行状況のフォローアップを実施する。

中・長期的(3年程度)取組み

- ・ 引き続き、金融機能強化法の震災特例について、金融機関による積極的な活 用の検討を促すとともに、申請があった場合は適切に対応する。
- ・ 震災特例に基づき資本参加した金融機関については、復興に資する方策等が 記載された経営強化計画の履行状況のフォローアップを実施する。

期待される効果・達成すべき目標

- ・ 国の資本参加を通じて金融仲介機能の一層の強化を図り、金融機関が東日本 大震災の被災者の事業や生活の再建に向けた円滑な資金供給を図るととも に、被災地域の復旧・復興に向けた支援に積極的かつ継続的に貢献していく。
- ・ 経営強化計画に掲げられた施策の実施状況については、半期毎の経営強化 計画の履行状況報告において、実績計数を含めて報告・公表する枠組みとなっている。